

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 公益通報処理要綱

令和8年8月3日
理 事 会 決 定

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本要綱は、一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団コンプライアンス規程（以下「コンプライアンス規程」という。）第11条第1項第三号に基づき、一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団（以下「当法人」という。）における組織的又は個人的なコンプライアンスに関する事項のうち、法令等に違反する行為に関する相談及び通報（以下「公益通報」という。）の適正な処理について定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、社会からの信頼維持及び組織運営の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、本要綱に定めるもののほか、コンプライアンス規程に定めるところによるものとする。

(公益通報の対象)

第3条 公益通報の対象は、適用のある法令・条例、行政上の通達・指針等（外国におけるものを含む。）及び当法人の規程等に違反する行為（公益通報者保護法の対象となる違反に限らない。ただし、努力義務に関するものを除く。）であり、当法人の理事、監事、評議員及び職員（以下「役職員等」という。）が、業務上の行為に際し、個人又は共同で当該行為を行っていると認められ、若しくは行っていると合理的に推測され、又は当該行為につながるおそれがあると認められるものとする。

2 前項に定めのないものについては、これを取り扱わないものとし、対象外の通報を行った者に対しては、その旨を明示するものとする。

第 2 章 公 益 通 報 の 体 制 整 備

(統括責任者)

第4条 公益通報統括責任者（以下「統括責任者」という。）は事務総長をもって充て、統括責任者は公益通報に適切に対応するための体制を整備するとともに、公益通報に対する当法人の処理を統括する。

(公益通報窓口)

第5条 当法人の内部及び外部に、それぞれ公益通報を受け付ける窓口（以下「公益通報窓口」という。）を設置する。

2 当法人内部の公益通報窓口（以下「内部通報窓口」という。）は総務企画部人事課に、また、当法人外部の公益通報窓口は法律事務所又は弁護士法人（以下「外部通報窓口」という。）に設置することとし、当法人内の他の組織から独立した窓口とする。

3 外部通報窓口は、当法人が公益通報窓口業務を委託する法律事務所又は弁護士法人において、主として弁護士がその業務を担うものとする。

4 当法人内で公益通報の処理業務に従事する担当者（以下「担当者」という。）は、総務企画部長（以下「所管部長」という。）が書面等により担当者へ通知する方法により指定する。所管部長は、当該担当者に対し、公益通報を行うことができる者（以下「通報者」という。）が他者に特定されないよう、情報の取扱い等について十分な教育を行うものとする。

(通報者)

第6条 通報者は、当法人の役職員等及び退職者並びに当法人の取引先等の役員及び従業員（退職者を含む。）とする。

(通報の手段)

第7条 公益通報を行う手段は、電子メール又は書面とする。

2 公益通報は、実名によるほか、匿名で行うこともできる。

(受付・調査・審査)

第8条 公益通報窓口は、公益通報を受けたとき、速やかに所管部長に報告する。所管部長は、公益通報があった旨及び対応案（調査要否を含む。）を統括責任者に報告し、判断を仰ぐものとする。

2 統括責任者は、調査が必要と判断した場合、公益通報に対する事実確認を所管部長に指示し、所管部長は調査結果を速やかに統括責任者に報告する。

3 統括責任者は、前項において公益通報の内容が抽象的で十分な調査を行うことが出来ない場合、苦情・要望・意見にとどまる場合若しくは当法人又は第三者に対する嫌がらせその他の不当な目的でなされたことが明らかな場合には、調査不要と判断することができる。

4 統括責任者は、当法人の第三者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、公益通報があった旨及び対応状況（調査をしない場合を含む。）を付議し、審査委員会は、当該通報への対応の妥当性を審査する。

5 前項の付議を受け、審査委員会は審査の結果、追加調査が必要な旨及び調査方法を統括責任者に答申できるほか、自ら調査することもできるものとする。

6 担当者は、自らが関係する通報の処理に関与してはならない。所管部長が通報内容に関係する場合、本要綱に定める所管部長の役割を所管室長が担い、統括責任者が通報内容に関係する場合は、統括責任者の役割を会長が担うものとする。

7 統括責任者は、通報内容が理事（監事を除く。）に関係する又はその疑いがあると認める場合には、事後に監事に報告しなければならない。

(協力義務)

第9条 役職員等は、公益通報に係る事実関係等の調査に協力しなければならない。

(調査後の処理)

第10条 統括責任者は、公益通報への対応に係る審査委員会の妥当性審査を受けた後、公益通報の処理状況を所管部長を通じてコンプライアンス委員会に報告する。

2 所管部長は、統括責任者の指揮の下、公益通報の処理に係る書類を適切に保管する。

(処分)

第11条 統括責任者は、第8条による調査の結果、不正行為及び禁止行為が明らかになった場合、その内容を会長に報告する。

2 当法人は、前項の不正行為及び禁止行為の内容について、役員等懲罰規程又は職員懲罰規程（以下まとめて「懲罰規程」という。）に基づく処分が必要と認める場合には、懲罰規程の定めるところにより処分する。

3 本条第1項の不正行為及び禁止行為の内容が、刑事事件に係る事案である場合には、会長は、刑事訴訟法に定めるところにより告発又は告訴を行う。

(是正措置)

第12条 統括責任者は、審査委員会の答申を受け、是正措置及び再発防止措置等（以下「是正措置等」という。）を講じる必要があると認める場合、関係部署の長に対して、必要な措置を講じるよう命じるものとする。

2 前項の命令を受けた関係部署の長は、遅滞なく必要な是正措置等を講じるとともに、是正措置等の実施状況や効果等を統括責任者及びコンプライアンス委員会に報告する。ただし、通報

者、通報された事実に関わる者、調査に協力した者その他関係者のプライバシー保護や二次被害防止等の観点から適切でないと判断される場合は、コンプライアンス委員会への報告に当たり、その一部又は全部を省略することができる。

- 3 前項の規定により必要な是正措置を講じた後、コンプライアンス委員会は、当該是正措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していないと認められる場合には、追加の是正措置を講じるよう命じることができるものとする。

第 3 章 当 事 者 の 責 務

(通報者の保護)

第 13 条 当法人は、通報者が公益通報を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

- 2 当法人は、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、通報者の探索を行ってはならない。

- 3 当法人は、前 2 項に違反した役職員等を懲罰規程に従って処分し、又はその他必要な措置を講じることができる。

- 4 当法人は、通報者が公益通報を行ったことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握するなど、適切な措置を講じなければならない。また、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置を講じなければならない。

(個人情報保護及び従事者の守秘義務)

第 14 条 当法人は、通報された内容及び調査で得られた個人情報について、善良なる管理者の注意義務をもってこれを適正に管理するとともに、通報対応に必要な場合を除き、他に開示若しくは漏洩してはならず、又は不正な目的で使用してはならない。

- 2 第 5 条第 4 項の規定により指定された公益通報対応業務従事者は、正当な理由がなく、公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。この義務は、従事者でなくなった後も同様とする。

- 3 前項の守秘義務は、公益通報者保護法第 12 条に基づく法定の義務であり、違反した場合は同法第 21 条に基づき刑事罰（30 万円以下の罰金）の対象となる。

- 4 当法人は、第 1 項又は第 2 項に違反した役職員等を、懲罰規程に従って処分することができる。

(利益相反の回避)

第 15 条 役職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象事案の調査や是正措置等の検討に関与することはできない。

- 一 法令等違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者（被通報者に限らない。）

- 二 本件通報者、被通報者、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの及び東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の証明若しくは同条第 1 項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているものを含む）又は 3 親等内の親族

- 三 その他公正な対象事案の調査や是正措置等の検討の実施を阻害しうる者

- 2 所管部長は、役職員等が対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する時点で、前項各号のいずれにも該当しないことを確認するものとし、前項各号のいずれかに該当する場合には、統括責任者に対し報告しなければならない。

- 3 前項の報告を受けた統括責任者は、当該役職員等の対象事案への関与の可否を判断する。

- 4 公益通報窓口の担当者は、自らが第 1 項各号のいずれかに該当する通報又は相談を受け付けた場合には、他の担当者に引き継がなければならない。

(通知)

第 16 条 統括責任者は、通報者に対して、以下の各号について 遅滞なく通知しなければならない。ただし、外部通報窓口で受け付けた案件については、統括責任者は外部通報窓口へ通知し、外部通報窓口から通報者に行うものとする。

- 一 通報の受付の可否
- 二 通報を受け付けない場合にはその理由
- 三 調査を行う場合には調査の着手時期
- 四 調査を行わない場合にはその理由
- 五 調査結果、実施した是正措置等の内容及び是正結果

2 前項の規定に関わらず、統括責任者又は外部通報窓口は、通報者が通知を希望しない場合又は通報者の連絡先が不明な場合は通知しない。

3 統括責任者は、第 1 項のほか、通報者が希望する場合は調査等の進捗状況を通知することができる。

4 第 1 項及び第 3 項に定める通知を行うに当たり、統括責任者は、被通報者及び調査に協力した者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(不正目的通報の禁止)

第 17 条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正な目的の通報を行ってはならない。

2 役職員等が前項に違反した場合には、当法人は当該役職員等を懲罰規程に基づいて処分することができる。

3 過去に当法人に出向し、又は派遣された職員若しくは取引先等の役員又は従業員が第 1 項に違反した場合、当法人は、その者が帰属する組織に対して、その者に対する厳正な措置を求めるものとする。

(処理体制の変更)

第 18 条 統括責任者は、公益通報の処理体制を必要に応じて変更できるものとする。

第 4 章 補 則

(制度の周知)

第 19 条 統括責任者は、当法人の公益通報制度の仕組み、利用方法、通報者の保護等について、役職員等に対して十分に周知するとともに、当法人の取引先等に対しても周知する。

(改廃)

第 20 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 21 条 本要綱の施行に関して必要な事項は、統括責任者が別に定める。

2 公益通報窓口は、公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに係る問い合わせに対応するものとする。

3 当法人は、公益通報窓口へ寄せられた公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において公表するものとする。

附 則

本要綱は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。